

令和3年9月29日

生徒・保護者のみなさまへ

茅ヶ崎高等学校
校長 宇田 雅則

10月1日以降の本校における教育活動について

日ごろより、本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、すでに報道されておりますとおり、神奈川県は令和3年9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、令和3年10月1日から10月24日まで「段階的な緩和の期間」とされ、引き続き感染の拡大防止に取り組むことになりました。

本校では、県教育委員会からの通知等を踏まえ、生徒の安全・安心の確保と学びの保障の両立をするため、引き続き感染防止対策の徹底を図ります。ついては、10月1日から次のとおり教育活動を行うことといたします。

朝は時差通学とし、8:50にSHRを行います。授業は50分×6校時とします。

ア 学習活動について

- 学習活動については、感染リスクの高い活動は可能な限り避け、学びを継続します。常時換気をしながら、生徒のみなさんには原則マスクを着用していただきます。

イ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で、通常の活動を行うこととします。感染リスクの高い活動は行いません。
 - ・約1カ月間活動を休止した後の再開なので、頻度や強度には留意し、怪我のないように活動します。
 - ・「3密」を回避し、活動後は手洗いやうがい、用具や共用箇所の消毒をいたします。
 - ・大会に参加する際は、保護者に説明し、承諾を得ることといたします。

ウ その他の活動（実習等）について

- 原則として活動先の了解が得られる場合には、感染防止対策を徹底して実施します。
- PTA活動につきましては、役員のみなさまとご相談の上、感染防止対策を十分に講じて行います。
- 文化祭、修学旅行につきましては、実施を含めた方向で検討しています。（実施方法等につきましては、別途ご案内いたします。）

【健康観察等について】

- 日頃から、ご家庭での健康観察にご協力いただいておりますが、毎朝の検温による発熱チェック、倦怠感、咳などの風邪の症状や嗅覚・味覚等を含めた体調不良等がないか健康観察を行うようご協力をお願いいたします。
- 少しでも体調不良等がある場合には自宅で療養してください。また、医療機関を受診するなどの対応をお願いいたします。
- 登校に不安がある場合などは、学校へご相談ください。

【10月1日の休業日について】

学期及び休業日数を規定している「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」に基づき、本校では今年度当初に、10月1日（金）を年間の休業日と定め県教育委員会へ報告しております。今年度はコロナ禍の影響により本校の恒例行事であるナイトハイクを中止といたしましたが、10月1日（金）の休業はナイトハイク行事の代休ではなく、年度当初から年間の休業日として定めていた休業となりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

問合せ先
副校長 石川
TEL 0467(52)2226